

2013年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（1月募集）

[素養重視方式]

## 小論文

### 受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 13 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。  
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2013年1月27日（日）

# 小論文

---

## 問題

次の資料〔第180回国会 衆議院 財務金融委員会 第5号（平成24年3月6日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

（1） 所得税法に関して、以下の各問に答えなさい。

- ① 「控除から手当へ」という考え方にに基づき、平成22年度税制改正において、こども手当導入に伴い、どのような改正がなされましたか。
- ② 特定支出控除制度（所得税法57条の2）の見直しが検討されていますが、同制度がこれまでほとんど利用されてこなかった理由を答えなさい。
- ③ N分N乗方式の例として、二分二乗方式があります。二分二乗方式とは、夫婦の所得を合算し、その半額をそれぞれ夫と妻の所得として課税する方式をいいますが、この方式のメリットとデメリットを答えなさい。

（2） 企業が法人税関係の租税特別措置法の適用を受ける場合、平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る確定申告書には「適用額明細書」を添付する必要がありますが、なぜ添付する必要があるのでしょうか。

（3） 住宅取得資金に係る贈与税の非課税規定（租税特別措置法70条の2等）の政策目的を答えなさい。

資料〔第180回国会 衆議院 財務金融委員会 第5号（平成24年3月6日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○K委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房社会保障改革担当室長N君、内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官I君、財務省主税局長X君、厚生労働省大臣官房審議官G君、経済産業省大臣官房商務流通審議官T君、環境省大臣官房審議官S君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○K委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○K委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。F君。

○F委員 Fでございます。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、野党の各理事におかれましては、自由民主党のY筆頭を先頭に、公明党、共産党の皆様、きづなの皆様も含めまして、各会派の皆様には、法案の審議に真摯に御対応いただいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

思えば、今年の復興のための増税を与党税調としても決めさせていただいたプロセスから、とりわけ自由民主党税調、公明党税調の皆様には、各般にわたり御指導賜っておりますことに改めて感謝を申し上げますと同時に、何としても、この議題となっております二十四年度改正につきましても、いろいろな御意見をいただきながら、充実した審議が続行されておりますので、また委員長の御指導のもとに議論がさらに前に進んでいくことを、政策の担当として、当時この議論を党内でいろいろな御意見の方々がいらっしゃる中で取りまとめてきた経緯をかみしめながら、感謝を申し上げつつ、御質問に入らせていただきたいと存じます。

まず、個人所得課税でございます。

率直に申し上げ、自民党税調の皆様におかれましては、いわゆる諸控除を廃止していくという手前どもの考え方については、哲学観といたしますか、家

族観といった観点からいろいろな御意見をいただいていることは重々承知してございます。

他方、所得の再分配機能を高めていくという大変大きな目的を私ども民主党としては掲げてございまして、その意味では、率直に申し上げ、より所得が高い方ほどその効果が及ぶとされています控除税制よりも、いわゆる手当に置きかえていった方がいいんじゃないかということで、控除から手当へという議論をこれまで公約に掲げ、進めてまいったわけでございます。

その中の代表が、いわゆる配偶者控除、それから年少扶養控除等々の議論があったわけでありますが、既に御案内のとおり、年少扶養控除は、所得税並びに住民税、既に廃止を決め、既に負担増を国民の皆様をお願いしているわけでありまして。

他方で、子育てをなさっておられる、つまり十五歳以下のお子さんを持っておられる世帯におかれては、その分がいわゆる手当として給付をされておりますので、いろいろ所得階層ごとに調べれば、若干の悲喜こもごもの部分もありますけれども、相対的に所得の再分配機能が前に進んでいる、このように評価しております。

この際確認をしたいと思いますが、大体平均すれば、あるいは、どの所得階層、具体例を引いていただいても結構でありますので、いわゆるある所得階層で、年少扶養控除、国税、地方税合わせ、縮減、廃止に伴ってどのくらいの負担増になっているのか、まずはお尋ねしたいと存じます。

○ X 政府参考人 お答え申し上げます。

控除から手当へという考え方に基きまして、平成二十二年度の税制改正におきまして、所得税と個人住民税の年少扶養控除が廃止されております。これによる負担増は、世帯構成ですとか給与収入の大きさにもよりますけれども、例えば、中学生を一人扶養しておられまして最高税率が適用される片働きの世帯、給与収入で申しますと二千四百万円以上の世帯でございますけれども、子ども手当によりまして年間十二万円の受益があります一方で、所得税と個人住民税を合わせまして十八万五千円の税負担増ということで、この所得階層におきましては差し引き六万五千円ほどのネット負担増となっております。

○ F 委員 今答弁いただいたとおり、既にこの年少扶養控除については、廃止に伴いまして国民の皆様にお負担をお願いしている。

あわせて、今般の税制改正で議論になっております一つに、給与所得控除の上限設定の問題がございます。

これは千五百万で線を引くわけでありましてけれども、つまり、千五百万以上ということになりますと給与所得控除がそこで頭打ちという新たな税制

をしくわけであります。これは、その政策の目指した目的を少し御紹介いた  
ただくと同時に、先ほどの具体のモデルでも結構であります。平均すれば  
大体どのくらいの負担増になるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○X 政府参考人 お答え申し上げます。

給与所得控除につきましては、給与収入の上昇に伴いまして、これまでは、  
給与所得者の控除も、それと比例的に控除の規模もふえていくという形で制  
度設計をしておりましたけれども、これまで累次の税調答申におきましても、  
給与所得者のいわゆる必要経費というものが給与収入の上昇に応じて必ず  
しも比例的にふえていかないといった面も踏まえまして、課税の適正化の観  
点から、上限を設けてはどうかという議論がございました。

そうした議論を踏まえまして御議論いただきまして、給与収入が一千五百  
万円以上の方については、青天井ではなくて、控除の上限を設けさせていた  
だくということで、結果、二百四十五万円が給与所得控除の上限となりました。

この結果、例えば、二千万円の給与収入の方ですと十萬九千円、三千万円  
の方ですと三十八萬一千円等々の負担増が生じることになることにな  
ってございます。

○F 委員 これは、給与所得のある方、いわゆるサラリーマンの方に限らず、  
個人事業主あるいは所得を得ておられる方全てなんだと思ひますけれども、  
一定の政策効果があると思ひます。要するに、青天井で給与所得控除ができ  
るんだという概念に少し線を引いたということで、大変意味があると思ひま  
す。

一方で、いわゆるサラリーマンの皆様が、朝起きて仕事に出ていくわけ  
ですけれども、通勤費を初め、スーツの場合はスーツに着がえて出ていく、当  
然いろいろな費用が発生するわけでありまして。

この際、確認をしておきたいんですけれども、政府税調でも大変議論いた  
だきました、これを受け党税調でも大変な議論の経過があり、これは大変朗  
報であるというふうに評価しておりますけれども、いわゆる特定支出控除の  
拡充というものがこのたび盛り込まれておるというふうに承知してあります。

これは、一口で言えば、経費という概念で、いわゆる領収書で処理するこ  
とができない分を給与所得控除で概算控除しているんだというこれまでの  
整理だったんですけれども、そこに少しの線を引き、天井を設けるというこ  
ととあわせ、特定支出控除の範囲の拡大というのは大変有益であるというふ  
うに思っております。この政策の狙い並びに、いわゆる一般的サラリーマ  
ンの皆様に対しての朗報ぶりを、どのように朗報かというのを少し紹介して  
いただきたいと思います。

○ X 政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、サラリーマンにつきましては、給与所得控除のほかに、いわゆる実額費用を控除いたします特定支出控除というものがございましたけれども、対象範囲が狭かったことと、給与所得控除の額が大きかったものから、それを超える実額部分を控除するということで、控除の対象が非常に狭かったということがございまして、今回の改正におきましては、給与所得者の実額控除の機会を拡大するというので、二つのことを行おうといたしております。

一つは、特定支出控除の対象の範囲を広げるということで、これまでの資格取得費の範囲を広げる。具体的には、これまでは弁護士、公認会計士、税理士といった特定の資格者に限って、特定の業務を営むことができるというような資格につきましては、実額控除の対象から外しておりましたが、最近では弁護士の資格を持って企業で働いておられる方もふえております。そういった勤務形態の変化を踏まえまして、こうした資格取得費についても対象範囲に入れますとともに、職務上必要となります図書費あるいは衣服費、交際費といったものも、一定の限度のもとにはございまして、対象に拡大をするという点が一つでございます。

もう一つは、給与所得控除の全額と背比べをしまして、それを超える分だけ実額控除するという仕組みでございましたものを、給与所得控除を、いわば勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整の控除という二つの性格に大きく二分の二つに分けて、勤務費用の概算控除部分、すなわち給与所得控除の二分の一と背比べをすればいいという仕組みに変えまして、実額控除がしやすくなるというような改正をさせていただこうというふうに思っております。

○ F 委員 要は、サラリーマンというのは、基本的にいわゆる所得防衛というんでしょうか、経費で何か処理をしていくということが給与所得控除で概算でということでこれまで行われてまいりましたが、このたびの改正に伴って、少し上限を設けるといふこととあわせて、特定支出控除の使い勝手をよくしていただくということは、本当に、世の大勢のいわゆる勤労所得のサラリーマンの皆様からすれば、今言われたような幾つかの例、例えば交際費のような概念も含めて、経費として処理ができるようになるということも織り込んでおりますので、所得税制の一つの目玉にこれはなっているものだと大変高く評価をしたいというふうに思います。

今、年少扶養控除の話と給与所得控除の上限の話申し上げてまいりましたが、実はこの議論をしているさなかに、並行して、昨年三月十一日の大震災があったわけでございます。

そのための所要の財源をどうするのかという大変な議論が連日行われたわけではありますが、思えば、発災直後、自由民主党のZ総裁が官邸を防災服姿で訪ねられ、その財源論に踏み込み、ある意味での復興増税、たしかあの際は消費税を示唆されたやに記憶をしてございますけれども、ある意味で先見すぐる、何らかの手を打たなきゃならないということでの御提言が当時のA総理にあったんだというふうに記憶してございます。

その後、曲折があり、復興のための国民の皆様への負担増をお願いしなきゃならないという議論の中で、法人税、そして所得税、当時はたばこ税という選択肢も加え、議論があったわけではありますが、最終的には、自民党、公明党の皆様を初め野党の皆様とも御相談をさせていただく中で、たばこ税については負担を求めないということで、法人、それと個人所得ということで整理をした経緯がございまして。

この際、確認しておきたいと思うんですが、先ほど来いただいているモデルで結構でございますので、いわゆる復興のための個人所得課税で御負担をお願いする分につきまして、大体どのくらいの負担増になるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○X政府参考人 復興特別所得税につきましては、現在納めていただいております所得税額の二・一％を特別税として付加させていただくという制度になっております。

この結果、先ほどの収入階級で申し上げますと、二千万円の給与収入の方ですと復興特別所得税が六万七千円、三千万円の方ですと十四万二千元、四千万円の方ですと二十二万二千元等の負担増をお願いすることとなっております。

○F委員 そういたしますと、若干モデルで示していただいた、いわゆる所得階層が二千万前後の例をそれぞれの税目ごとにお示しいただいたんですが、ざっくり平均しますと、いわゆる額面で二千万前後という方であると、合計しますと大体三、四十万の負担増になるんじゃないかというふうに、ざっくり言うと感覚を覚えます。

こういう状況の中で、このたびさらに、抜本改革の方に議論の場を委ねてはおりますけれども、最高税率の引き上げという議論も政府税調で大変な御議論をいただいたわけでございます。

実は、党税調でもこの件は連日議論をさせていただきましたが、今、いわゆるブラケットが最高で四〇％になっております。いろいろありますけれども、実は、二千万前後、例えば千八百万とか、そのぐらいから最高税率を上げていったらどうかというオプションもあったやに承知しておりますけれども、大体、二千万円の所得階層でいくと、実は既にもうそのくらいの負担

をお願いしている、既に負担が始まっているという状況の中で、さらに最高税率が引き上げられればということ、実は与党の税調の中では連日大変議論をさせていただいたわけでございます。

そういう中で、いわば日本におけるバフェットさんのような人は一体どのくらいなのか、あるいはノーブレスオブリージュと言った方がいいのかもしれないませんが、いろいろな意味で富める人はそれなりに負担をしていただきたいというときに大体幾らなのかという議論の中で、実は議論の経過を、少し二四改正とは外れますが、御紹介させていただきました。

結果、五千万くらいじゃないかという感覚です。まさに、何とか頑張って稼いで、これは企業に勤めておられる方も、あるいは法人成りをされて、オーナーとして自分で給料を受けておられる方、いろいろな形態があろうかと思えますけれども、大体二千万円くらいの方が富裕層であり、その人たちの最高税率を上げていこうという議論よりも、象徴的な所得階層ということで五千万という議論をした経緯がございますので、恐らく、今後抜本の議論に移っていった際には、またそういった議論も含めて進めていければと思います。

ちなみに、最高税率が5%上がるという原案が今後立法の手續に入っていくやに承知してございますので、その際には、また我々立法府においても真摯に議論をしてまいりたいと思います。

続いて、所得税ばかりというわけにはいきませんが、最後に少し提案ぎみに申し上げますと、実は、子ども手当にしても、いろいろな政策を打ってきた背景には、やはり少子高齢化を何とかしなければならぬという大変大きな課題を、これは与野党問わず共有をしているわけでありまして。

その意味では、実は、税制において、少子高齢社会にあって、頑張って子供を生み育てておられる方々を何とか応援していくことができないだろうかということをお考えすると、かつては年少扶養控除がもちろんあったわけですが、それは子ども手当に変わりました。これは所得の再分配機能を高めるためであります。

一方で、所得税の本来の目的をお考えすると、担税力に応じた負担を求めていくという目的と同時に、税は社会をつくる力がございますので、家族観とか家族の構成、価値観、そういったことまで税で立ち入ることはなかなか難しいとは思いますが、少なくとも、大変苦勞しながら子育てをなさっておられる御家庭、一人より二人、二人より三人の方がお金がかかるのは間違いありませんので、そういった面で応援するという意味で、例えば何か今後の議論ということで申し上げますれば、諸外国にあるようなN分のN乗方式など、考え方を進めていく上での可能性は含んでおると思っております、今の段階で何か方向感のようなものがあるならば、お聞かせいただきたいと思えます。

○X 政府参考人 お答え申し上げます。

今、N分N乗方式という御提案を頂戴いたしました。

先般閣議決定をされました社会保障・税一体改革大綱におきましても、主として配偶者控除をめぐる議論との関連で、今後、課税単位の議論ですとか、夫婦や家族のあり方といった社会経済状況の変化といったことを踏まえながら検討していくということになっております。

具体的に御提案いただきましたそのN分N乗方式というのは、課税単位の問題として議論していくことになろうかと思っておりますけれども、この課税単位の問題につきましても、夫婦のあり方とか夫婦間の財産制度の問題、あるいは家族の構成員の就労に対する中立性の確保の問題等々、多岐にわたる課題の中で議論していくことが必要であろうかと思っております。

フランスで、具体的にいわゆる家族単位のN分N乗方式という課税が行われているわけですが、フランスは夫婦間の財産の共有制度というのを前提としまして、世帯単位で担税力を把握する形でこのN分N乗方式が導入をされているわけでございます。

このN分N乗方式、我が国の場合には夫婦別産制でございます。それから、N分N乗という計算の仕方になりますので、どちらかという片働きの、累進制度のもとでは、高額の所得者に有利になるといったような面もございますので、そういった点も含めて、今後幅広い観点から議論を要する御提案だというふうに受けとめております。

○F 委員 党税調で必ずしもその議論に踏み込んでいるわけではないんですが、実は、いわゆる子どもに対する手当、大変失礼しました、子ども手当という言い方をしましたが、訂正します。いわゆる子どもに対する手当に所得制限が入ることになります。

そうしますと、例えば、最終的な数字はちょっと今承知しておりませんが、言われております、仮に九百万ということで、ちょっと正しい数字じゃないと思いますが、所得制限が入った場合には、いわゆる主たる生計者が例えば八百九十万、奥さんが八百八十万稼いでおられたとしたならば、実は子ども手当はもらえます。二人合わせて一千数百万があるのにももらえますという問題が、これはもういろいろなところから御指摘があるわけなんです。

したがって、日本は、といっても、二人に一人、二世帯に一世帯が依然、専業主婦世帯が多うございます。ですから、いきなりフランスのようになるといっていかないのはよくわかりますけれども、他方で、専業主婦の家事労働をどう評価するのかという問題も一方であります。

今、主税局長からは配偶者控除の話が出ましたけれども、配偶者控除の廃止は先般のお約束で公約に掲げましたけれども、一方で、住民税の年少控除

を廃止した、実はそちらの問題がございまして、家計においては、お財布を預かるそれぞれの奥様からすれば、これは年少控除が廃止になろうが配偶者控除が廃止になろうが可処分所得の減という意味では同じでありますので、そこにさらに配偶者控除の廃止というのは、なかなか立ち至れなかった経緯がございまして。

その際に、大変、公的年金控除、老年者控除の復活をお約束したじゃないかというお叱りもいただきましたけれども、あれは改めて議論を整理する必要があると思っておりますけれども、いわゆるおばあちゃまで子育てを終えたという方々が、子ども手当をもらえるわけではないのに配偶者控除が廃止になると、いわゆる控除の廃止損みたいなの、何もないという話になってしまうというときに、実は公的年金控除の復活の話等々がいわばパッケージで議論されていた経緯がございまして、そういったことも含めて、総合的に配偶者控除の問題は引き続き議論をしていくというのが非常に肝要かと存じております。

改めて所得税制について整理をさせていただきました。

続いて、法人税でありますけれども、研究開発費のいわゆるRアンドDコストが、いろいろ各業界において大変負担になるわけでありましてけれども、租税特別措置の中の二十四年度改正の中で一つの目玉でありますのが、いわゆるこの税額控除制度をさらに二年間延長していくという大変大きな判断をしております。

いろいろな御意見がありましたけれども、党税調の中でも、日本の物づくりあるいは研究開発は生命線であるという問題意識からこのたびの租特の改正に至ったというふうに思っておりますけれども、いわゆるこのRアンドD減税を初めとする成長セクター、あるいは日本のそういったなりわいの部分に対する租特の狙い、さらにはそれにおける効果のようなものについて、少しお示しをいただきたいと思っております。

○X政府参考人 お答え申し上げます。

二十四年度の税制改正では、新成長戦略に資する税制措置を講じるということの一つの目玉として取り組ませていただいております。具体的には、御指摘がございました研究開発税制、いわゆる増加型と高水準型というものの期限の延長をいたします。

それに加えて、いわゆるグリーン税制、環境関連投資促進税制におきましても、太陽光エネルギーですとか風力発電設備といった設備の取得について初年度一〇〇%の即時償却、それから中小企業投資促進税制につきましても対象の拡充を行った上で延長するというところで、幾つかの政策税制措置につきましても拡充、延長を図っております、これによりまして、成長戦略に何がしか資する効果は期待できるものというふうに考えております。

○F委員 いわゆる租税特別措置の中には、まさにこの政策減税を行って、ある政策効果を上げようということで行っているわけです。これは一般に租税歳出と呼ばれ、欧米ではこれは歳出として項目が立つわけですね。それに比べて我が国の場合は、残念ながら、これまでの税制においては、こういった政策目的で、こういったセクターに対しどの程度の規模で政策減税を行い、そして結果どのくらいの効果があったかということが体系立てて評価がなかなかなされてこなかったという少し歴史的な経緯を整理してございます。

その意味では、過般、いわゆる租特透明化法案が既に租特透明化法として成立しておるわけでございますけれども、このもとでの会計年度がいよいよ来年度から適用会計になるかと承知しておりますけれども、ということは、つまりは、再来年度の税制改正、租特の議論をする際から、この租特の適用効果というものを体系立って分析、評価できる時代にいよいよ入ってくるというふうに承知してございますけれども、今、それに向けた現状の準備状況あるいは期待効果などなど、政府の御所見を求めます。

○X政府参考人 お答えいたします。

いわゆる租特透明化法に基づきまして、法人税関係の減収効果のある特別措置につきましては、適用実態調査を実施することといたしております。この適用実態調査の最初の調査対象となります適用額明細書の提出期限は、本年七月末ということになっております。

導入初年度でございますので、今後、集計等の作業にどれくらい期間が必要か、これからの作業でございますので、具体的なスケジュールを現時点で申し上げることはなかなか困難ではございますけれども、できれば、平成二十五年度の税制改正以降、こうした集計結果を活用して租特の見直しに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○F委員 ぜひ、租特透明化法に基づいて、租税歳出の有効性、妥当性のあるものを今後このハウスでもしっかりと議論してまいりたい、このように思います。

その一方で、例えばナフサは、党税調でも大変な議論になりまして、このたび、いわゆる石石の部分に関して、当面の間税率ということ、大変前進を図ることができまして、政府としても御英断をいただいたということでございます。

つまり、本当に必要な租特であればできるだけ恒久化していく、そして、役割を終えた租特については縮減、廃止していくというメリ張りのついた租特を実現していくためにも、この透明化法の活用をぜひしてまいりたい、このように思います。租税特別措置を使って特定の国民の皆様の暮らしの分野

あるいは産業の分野を徹底的に応援していくということは機敏に対応すべきでありまして、一方で、役割を終えたらそれは縮減、廃止していくという当たり前のことがきちんと租税歳出としても行えるようにしてまいりたい、このように思うわけでありまして。

続いて、資産課税について少しお尋ねしたいと思いますが、このたびは、いわゆる住宅取得に関しましての贈与税の非課税措置の拡充ということで、民主党政権が誕生した当時のBさんのときから、大変思い切ってやってきた分野だと思っております。

今、若年層は、生活、日々の暮らしはもちろんでありますけれども、いわゆるサラリーマン一生に家一軒と言われる中で、もう家はおろか、本当に液晶テレビも買えません、耐久消費財なんてとても手が出ませんといういわゆる所得が不安定な皆様にしてみれば、本当に大変な暮らしをしています。他方で、シニアの皆様には、率直に言って、最終的な平均貯蓄額などを見ても、比較的若年層よりは資産性所得を持っておられるという前提に立ちますと、できるだけシニアの皆様から若年層への資産移転を税制によって行うという大変意味のある、パッケージの議論だったというふうに思っております。

そういう意味で、住宅のいわゆる贈与の枠を拡大するということについての政策効果、さらにはその政策目的について、御所見を求めます。

○X 政府参考人 お答えいたします。

住宅取得等資金に係る贈与税につきまして、今お話がございましたように、今回の二十四年度税制改正におきまして、若年世代への早期の資産移転が引き続き重要な課題であること、それから、裾野の広い住宅需要を刺激することはデフレ脱却に向けた内需拡大にも資するというところで、省エネルギー性や耐震性を備えた住宅を取得される場合につきまして、現行一千万円の非課税限度額を一千五百万円に引き上げるなどをした上で、適用期限を三年間延長することといたしております。

これによりまして、こうした措置の政策目的が十全に発揮されますことを期待しております。

○F 委員 贈与の枠を拡大していくという一方で、相続税の少し御負担の増をお願いしなきゃならないということで、いわゆるバブル期の評価額を考えますと、今は大体二分の一以下、場合によっては三分の一以下に地価が下がっているわけでありまして、この相続税の課税ベースの拡大ということも議論の大きな課題として、来る抜本改革の中に織り込んでいくと承知しておりますので、まさに若年層への資産移転を進めると同時に、いわゆる日本におけるそういうノープレスオプリージュ的な考え方をこの資産税に求めていきたいというふうに思っております。

とりわけ、そういう意味での相続税のありようということの議論が来る抜本の際には控えている、このように承知してございますので、我々ハウスとしても真摯に議論に参加してまいりたい、このように思います。

それでは、残された五分の時間で、こういった税務を進めていく上で、今、消費税の議論が大変議論になっておりますけれども、多くの国民の皆様が、これは老若男女全ての皆様に御負担をいただく税であるがゆえに、もっともっと本当は持っている人がいるんじゃないか、それを黙っている人がいるんじゃないかというのは、国民の皆様というか、庶民ならば誰しもが思うことでもあります。

そういう意味では、執行の現場を日々担っていただいている国税の皆様がさらに頑張っていただかなければ、これはるる申し上げてきました、国民の皆様にお負担をお願いする上でも、本当は持っているんじゃないですかという人を、さらに国税の執行現場が御奮闘いただく中で、適正な課税に努めていただきたい、このように期待を申し上げる次第でございます。

その意味で、残念ながら、ここ十年、あるいは二十年、三十年という定点で観測してまいりますと、これは案件がふえております。個人も法人もともに案件数がふえておりますので、いわゆる実調率、実際に調査をかける率というのが本当に低下の一途をたどっております。

そういう中で、現在、公務員の定員削減の問題も、いわゆる総人件費の問題も話題となっておりますけれども、国税の皆様も、もちろん例外なき、聖域なき議論の対象になるんだらうということとはわかりつつも、やはり国税の前線に立つ執行現場という意味においては、何よりもお金を稼いでくれる人らですから、そういう意味では、財務大臣におかれては、査定側の責任者であるお立場は重々承知の上で、国税職員の予算定員確保に向けまして格段の御配慮をいただきますようお願いを申し上げます。一言いただきたいと思っております。

○D 国務大臣 今、議論を聞いていまして、万般にわたり、党の中で税調の事務局長として御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

やはり消費税の問題だけピックアップして議論になりますけれども、今御指摘のあったような、高齢化社会の中で、さまざまな給付のあり方、控除制度の見直し、それから所得税のあり方等々、万般にわたって議論をしていかなければいけないと思っておりますので、今後ともお力をおかしますようお願い申し上げます。

税務職員のことについては、本当に温かい御配慮をいただいて、ありがとうございます。五万六千人前後でずっとこの十数年間推移をしてまいりまして、確かに、その中で抱える案件、額は大きくなっております。そういう点では、質、量ともにもうちょっと、できれば私としては充実させたいと思っ

ておりますが、目下の状況でございますので、厳しい、特に副総理は大変厳しゅうございますので大変困っておりますけれども、しかし、引き続き必要性についてはお訴えをしていきたいと思っておりますので、どうぞお力をおかしいたきますようお願い申し上げます。

○F委員 念のため確認しますが、その必要性は重々評価していただける、こういうことでよろしいでしょうか。

○D 国務大臣 税務職員の充実については、私が言うのも変ですけれども、自衛隊の皆さんと同様に国民の皆さんから高い信頼を得ていると思いますので、そういう意味では、ぜひ大事に守っていきたい組織ではないかと国民の皆さんは思っているんじゃないかと思っています。

○F委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。  
(…以下、略)